

企業等の 農業参入ガイドブック



令和5年2月

香川県農政水産部

はじめに

香川県では、農家数の減少や高齢化が進行する中、新規就農者や集落営農組織等と同様に、農外企業を地域農業の重要な担い手として位置づけています。

本ガイドブックは、企業の皆様が農業参入する際に必要となる基本的な事項を取りまとめたものです。

農業参入をご検討される際の一助となれば幸いです。

目次

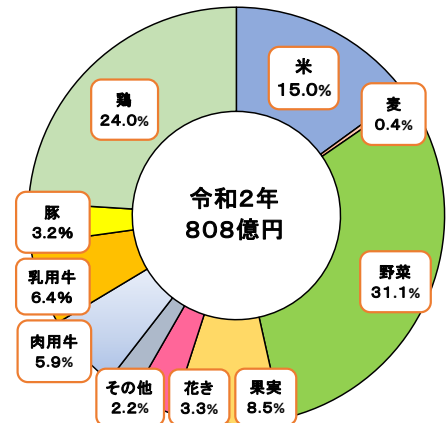
1	香川県農業の概要	・・・ 1
2	企業参入の状況	・・・ 1
3	農業参入の手順	・・・ 2
4	農業参入の形態	・・・ 3
5	農地を利用するための要件	・・・ 4
6	農地の権利移動	・・・ 6
7	農業技術の習得	・・・ 7
8	参入等にあたっての支援制度	・・・ 8
9	農業参入事例	・・・ 9
参考様式		
10	営農プランの作成	・・・ 10

1 香川県農業の概要

本県の農家1戸当たりの耕地面積は1.0haと全国平均(2.5ha)の半分以下で農業経営規模は零細ですが、農地の効率的利用や経営の複合化を図り生産性の高い農業が営まれてきました。

また、温暖な瀬戸内式気候の下、ブロッコリーやレタスなどの秋冬野菜、金時にんじん、マーガレットなど全国に誇れる特色ある農産物が栽培され、県内はもとより京浜や京阪神地域等に向けて、新鮮で良質な農産物を提供しています。

農業産出額の割合(令和2年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

本県で育成された主なオリジナル品種

さぬき姫



さぬきのめざめ



さぬきキウイっこ



おいでまい



2 企業参入の状況

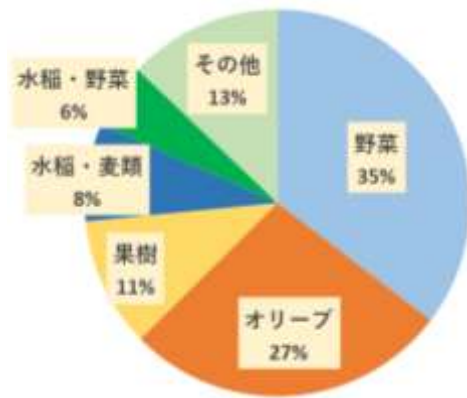
農地法等の改正により、企業も農地を借り受け農業経営を行うことが可能となったことから、経営の多角化等を目指す中で農業を検討するなど、企業の農業参入への関心が高まっています。

本県でも製造業や建設業など幅広い業種から、企業が農業に参入しています。農業参入の目的も、「地域貢献」「経営の多角化」「従業員の雇用対策」「企業のイメージアップ」など多様化しています。

企業参入の業種別内訳(73社)



取組作目別内訳(73社)



令和4年3月末現在

3 農業参入の手順

(1) 参入の目的と農業への理解

- 参入の目的は、「地域貢献」「経営の多角化」など多様です。企業内で農業への理解を深め、整理しておく必要があります。
- 農業は地域に根付いた産業であることから、企業が農地を借り入れて農業に参入する場合は、地域活動に参加するなど信頼関係を構築していく必要があります。
- 農産物の生産は気象が影響するため、その変化に合わせた生産管理、収穫時期に多大な労働力が必要になることなど、農業の特徴を理解する必要があります。

(2) 参入前に検討すべき事項

参入にあたり、事前に営農プランを整理しておく必要があります。

プランの整理に合わせ、①農業参入の形態、②農地の利用・権利移動、③農業技術の習得を同時並行的に検討する必要があります。

営農プランの作成

- ・ 作目名（作型・品種の組み合わせ）と生産規模
- ・ 生産規模に見合った時期別労働力
- ・ 収入と支出
収入：標準的な生産量、販売方法、販売単価
支出：農産物生産過程に応じた物財費等
- ・ 農用機械や施設の整備（適正な投資）等

【農業参入の形態】

- ・ 農地を所有、借り入れて農業を行うかどうか等

【農地の利用・権利移動】

- ・ 参入地域の検討
- ・ 市町や市町農業委員会、県農地機構を通じての借入れ等

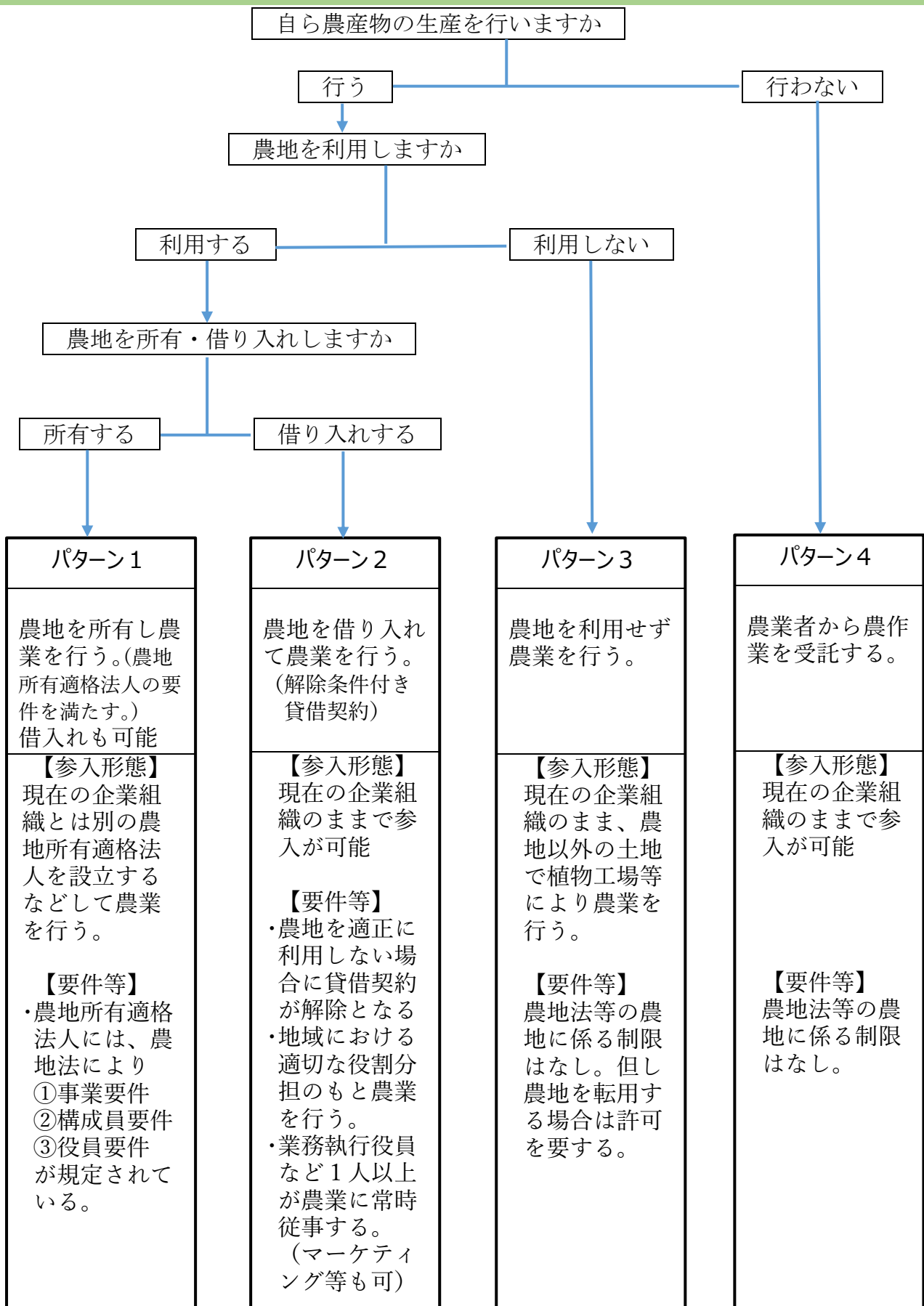
【農業技術の習得】

- ・ 技術者の育成をどのように行うのか等

堅実な事業展開ができるよう、十分な事前検討が重要です。
例えば、参入当初から大規模経営に取り組むのではなく、経験を重ねて計画的に規模拡大を目指していくプラン作りです。

農 業 経 営 の 開 始

4 農業参入の形態



5 農地を利用するための要件

(1) 農地を利用するための基本的要件（個人と共通）

①農地のすべてを効率的に利用

機械、労働力、技術等からみて、農地を適切に利用するための営農計画があること

②周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 一定の面積を経営

令和4年度までは、農地の権利取得後の農地面積の合計が原則50a以上（都府県）必要であったが、令和5年度以降面積要件は廃止となる

(2) 農地所有適格法人

①法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人
持分会社（合同会社、合名会社、合資会社）

②事業要件

主たる事業が農業（自己の農業と関連する農産物の加工等を含む）で売上高全体の過半を占めていること

③構成員要件

農業関係者が総議決権の過半を占めていること

＜農業関係者＞

- ・法人の農業に常時従事する個人
- ・農地の権利を提供した個人
- ・法人に農作業の委託を行っている個人
- ・農地中間管理機構を通じ法人に農地を貸し付けている個人
- ・地方公共団体・農地中間管理機構・農業協同組合等

④役員要件

- ・役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること
- ・役員又は重要な使用人（農場長等）の1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること

(3) 一般法人（農地所有適格法人以外）

一般法人の場合、次の要件を全て満たせば、農地を借り入れることが可能です。

①貸借契約に解除条件が付されていること

解除条件の内容：農地を適正に利用しない場合に契約を解除すること

②地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

③業務執行役員又は重要な使用人(農場長等)の1人以上が農業に常時従事すること

農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものも可能

一般法人が、「農地を利用しないで農業を行う場合」や「農作業を受託する場合」は上記の法人の要件はありません。

(4) 農地の利用状況等の報告

「農地所有適格法人」「一般法人（農地所有適格法人以外）」が農地の賃借権または使用貸借（無償）により権利の設定を受けた場合、毎年、法人の事業年度終了後3か月以内に農地等の利用状況等について、農業委員会に報告する必要があります。

農地所有適格法人の主な報告事項

- ・ 経営面積、事業の種類及び売上高
- ・ 構成員の名簿及びその有する議決権
- ・ 役員等の農業への従事状況
- ・ 定款の写し等

一般法人（農地所有適格法人以外）の主な報告事項

- ・ 作物の種類別作付面積、生産数量及び反収
- ・ 法人の農業が周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響
- ・ 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
- ・ 業務執行役員又は重要な使用人の従事状況
- ・ 定款の写し等

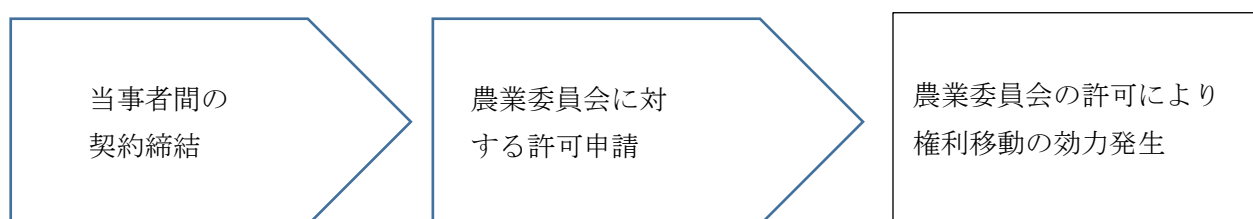
6 農地の権利移動

(1) 農地の権利移動の手続き

農地の貸借等のための手続きは、各市町、各農業委員会及び農地中間管理機構（以下、「機構」という。）の助言を受けながら、権利移動の手続きを行います。
権利移動の手続きには、以下の3つの方法があります。

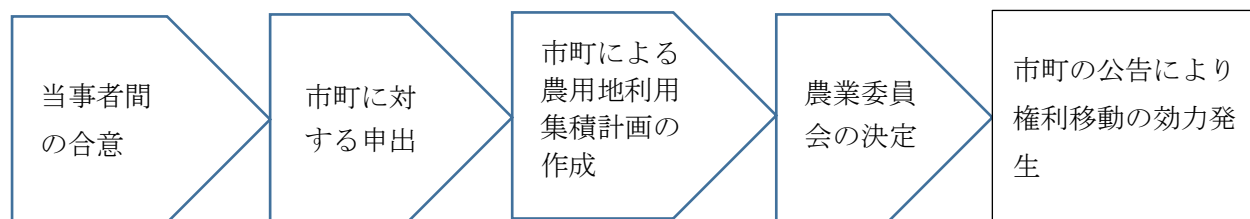
①「農地法」による手続き

農地所有者と参入企業が合意し当事者となり、農業委員会に対し許可申請を行います。農業委員会の許可により当事者間の貸借等の契約の効力が生じます。



②「農業経営基盤強化促進法」による手続き

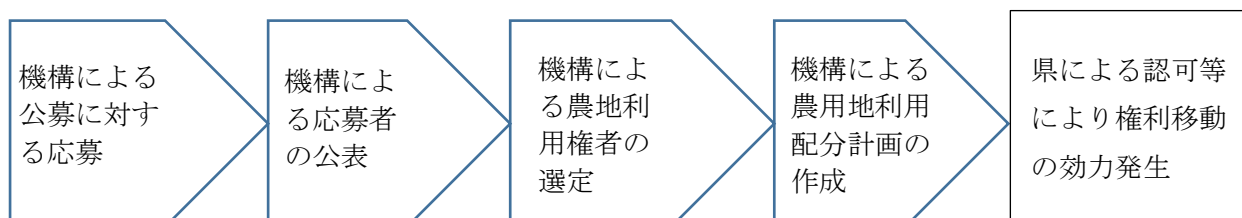
農地所有者と参入企業が合意し当事者となり、市町に申し出て、その後市町が調整・作成した農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て公告することにより利用権の効力が生じます。（令和5年度から市町による地域計画策定後は、③に移行します。）



③「農地中間管理事業の推進に関する法律」による手続き

機構が農地所有者から農地を借り入れ、機構から農地を借り入れる方法です。機構は農地の借り入れ希望者を公募し、応募者から選定した上で農用地利用配分計画を作成します。当計画を県が認可・公告することにより利用権の効力が生じます。

なお、令和5年度から公募や応募者の公表についての見直しや当計画名の変更が予定されています。



①～③の全てにおいて「農地を利用するための基本的要件」、及び参入形態に応じ一般法人や農地所有適格法人の要件を満たすことが必要になります。

7 農業技術の習得

- 農業生産は気象や土壌条件に大きく影響されるので、それらに合わせて農作物の生育をコントロールし、実需者のニーズに応える安定的な生産量や品質を確保するため、農業技術の習得、技術者の育成が重要です。
- 社内で技術者を育成するのか、技術を持つ農業者から指導を受けるのか、外部から技術者を雇用するのかなどを含めて、生産管理体制を明確にすることが必要です。

農業経営を開始した農業者からは以下のような声が聞かれます。（事例）
「ブロッコリー定植後、病害虫の発生初期に農薬散布ができず、生産量や品質に影響した。農場を注意深く観察すべきであった。」
「同じ農場でネギを続けて作付したため、連作障害が発生した。土壌消毒などの対策を施すべきであった。」

- 農業技術は経営安定化のための重要な要素です。新たな作目（ブロッコリー等）や作型（春穫り等）を導入する場合などには、事前に生産管理のポイントを整理することが求められます。

県立農業大学校での技術習得

香川県では、農業を始めたいという方を対象に、農業の技術習得のための研修を実施しています。

研修項目	研修コース	研修期間	内容
就農実践研修	野菜コース 果樹コース	4月～翌年3月 (1年間)	農業に必要な実践的知識、栽培管理技術の習得
就農準備研修	野菜コース 果樹コース	1期(4月～9月) 2期(10月～3月)	基礎知識と栽培管理技術習得に向けた初心者向け研修
農業基礎講座	野菜等コース	実施する場合は当校ホームページでお知らせします。	農業に関心が高い人の初歩的研修 (夜間講義が主体)

※ 就農実践研修及び就農準備研修は受講料が必要になります。

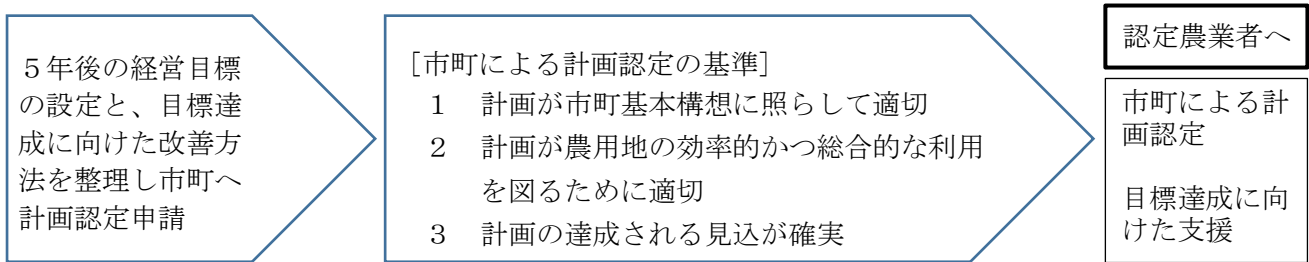
研修生募集要項等、詳しくは「香川県立農業大学校ホームページ」でご確認ください。

8 参入等にあたっての支援制度

(1) 認定農業者制度について

認定農業者制度は、農業者が市町の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

複数市町で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定します。



(2) 農業参入法人等への支援措置

農業参入法人や認定農業者は、以下の支援を受けることができます。

<農業制度資金>

資金の種類	対象者	資金使途	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	融資率	貸付金利
農業近代化資金	農業参入法人	農業用施設・機械取得、長期運転資金等	1.5億円	15年以内 (3年以内)	80%	0.8%
経営体育成強化資金	農業参入法人	農業用施設・機械取得、農地等改良・造成等	1.5億円	25年以内 (3年以内)	80%	0.8%
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	農地等取得、農業用施設・機械取得、経営改善長期資金等	法人10億円 個人3億円	25年以内 (10年以内)	100%	0.4～ 0.8%
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	計画の達成に必要な運転資金一般	法人2千万円 個人5百万円	1年以内	—	1.5%

- 貸付金利は、令和5年1月19日現在です。
- 農業参入法人は、①農業経営開始後決算を2期終えていないこと、②5年以内に認定農業者となる計画を有していることが条件となります。

<補助事業>

認定農業者等の場合は、各種補助事業（国及び県補助事業）により、経営規模拡大や農業生産の合理化等を支援しています。（事業ごとに補助要件があります。）

9 農業参入事例

株式会社 キウイボム (高松市)

1 参入の経緯

建設業は社会情勢に左右されやすいことから、新たな事業展開を検討していた。自社建設技術を活用し遊休農地等を整地して、県オリジナル品種のキウイフルーツの栽培を開始した。平成23年、参入と同時に農地所有適格法人(株)キウイボムを設立した。

2 経営内容

キウイフルーツ 2ha

3 取組みの特徴

参入当初から資金をかけるより、時間をかけて経営を軌道に乗せることを思い描いていた。現在ではフルーツサンドなど自社で加工品開発に取り組んでいる。



社会福祉法人 洋々会 (高松市)

1 参入の経緯

地域の農地維持と障がい者就労先確保の観点から、令和元年に約30aの農地を借り受け農業へ参入した。参入前には土壌の改善方法や、播種から収穫までの生産過程を専門家から学んだ。

2 経営内容

主な農産物 ミニトマト (施設面積: 714㎡)
大根、キャベツ、レタス、白菜 等

3 取組みの特徴

生産された野菜は当法人関連施設へ食材として提供している外、施設内でデイサービス利用者や地域の方々を対象に、新鮮野菜の即売会を開催している。



10 営農プランの作成（参考資料）

営農プランの作成

企業名

作成年月日

- 1 農業参入の目的
- 2 参入の形態
- 3 農地の権利移動や管理方法
- 4 農作物の選定と展開方向
- 5 農業技術の習得の方法
- 6 労働力の確保（時期別労働力）
- 7 販路の確保
- 8 施設・機械の整備

9 経営収支計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上高（作物名）						
	生産規模(a)	単収(kg/10a)				
		生産量(kg)				
		単価(円/kg)				
		売上高				
		生産規模(a)				
	生産規模(a)	単収(kg/10a)				
		生産量(kg)				
		単価(円/kg)				
		売上高				
		生産規模(a)				
	生産規模(a)	単収(kg/10a)				
		生産量(kg)				
		単価(円/kg)				
		売上高				
		生産規模(a)				
	生産規模(a)	単収(kg/10a)				
		生産量(kg)				
		単価(円/kg)				
		売上高				
		その他()				
農業経営費						
種苗・肥料・農薬費						
諸材料費						
動力光熱費						
小農具費						
修繕費						
減価償却費						
賃借料						
雇用労賃						
雑費						
出荷販売経費						
支払利息						
その他経費						
農業利益						
借入金返済額						
総労働時間						

10 施設・機械整備計画

施設・機械名	取得価額	耐用年数	減価償却費(年)

まずはこちらへご相談ください

農業参入に関する相談窓口

	機関名	担当地域	住所・電話番号
県庁	香川県農政水産部農業経営課 農地活用グループ	香川県全域 県外	〒760-8570 高松市番町4-1-10 TEL 087-832-3408
県 地 域 機 関	東讃農業改良普及センター	高松市、さぬき市 東かがわ市 三木町、直島町	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 TEL 0879-42-0190
	小豆農業改良普及センター	土庄町、小豆島町	〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2519-2 TEL 0879-75-0145
	中讃農業改良普及センター	丸亀市、坂出市 善通寺市、宇多津町 綾川町、琴平町 多度津町、まんのう町	〒765-0014 善通寺市生野本町1-1-12 TEL 0877-62-1022
	西讃農業改良普及センター	観音寺市、三豊市	〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田438-1 TEL 0875-62-3075

農地の貸借に関する相談窓口

公益財団法人香川県農地機構

〒761-8078

高松市仏生山町甲263-1

TEL 087-816-3955

E-mail: k-nk@nifty.com

各市町農業主務課・農業委員会

※参入候補農地のある市町へお問い合わせ
ください。

発行

香川県農政水産部農業経営課 農地活用グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（本館20階）

TEL 087-832-3408 E-mail: noukei16300@pref.kagawa.lg.jp